

**あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 23 年度第 1 四半期）**  
**外貨建・仕組預金関係**

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	22年度(あ)第142号
申立ての概要	説明不十分で締結させられた外貨仕組預金の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行に預けた外貨仕組預金の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。</li> <li>・私は、本件商品以前にも同様の預金商品を継続的に申し込んでいたが、本件商品が元本割れの可能性があるものとの認識はなかった。本件商品の商品内容を詳細に理解していたわけではない。</li> <li>・申込書のチェック欄については、B銀行から丁寧な説明もないまま個々の確認項目を理解することなく言われるままにチェックした。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Aさんは本件商品申込以前に、当行において複数年外貨預金の経験があり、本件商品の商品内容やリスクについての理解は十分にあつたと考えている。</li> <li>・本件商品の説明時、所定の資料を用いて丁寧に説明を行っており、問題はなかったと考える。</li> <li>・Aさんの金融資産からみて、本件商品は問題のない金額であり、当行は本件商品の勧誘には何ら問題はなく、Aさんの要求には応じられない。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年4月19日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	22年度(あ)第152号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた外貨定期預金の元本割れ相当額の損失補てん要求

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行で購入した外貨定期預金の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。</li> <li>・B銀行担当者から、本件商品が高金利であること、元本割れが生じても銀行が補てんするとの説明を受け、外貨定期預金を勧められ購入した。</li> <li>・本件商品が為替変動の影響を受けることは理解していた。</li> <li>・私の投資経験は、公共債を購入したことがあるだけである。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Aさんの資産運用の意向について聴取により確認し、本件商品を提案した。複数の運用商品を紹介したところ、本件商品について商品内容を説明してほしいとの申し出があり、契約締結にいたったものである。</li> <li>・本件商品の商品説明は、説明書を用いて内在する為替変動リスク、手数料についても説明しており、元本割れが生じても銀行が補てんするという説明を行った事実はない。</li> <li>・Aさんの要求には応じられない。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年5月25日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	22年度(あ)第208号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた仕組預金の解約要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行と締結した期間10年の外貨建仕組預金の無償解約を求める。</li> <li>・B銀行担当者からは、本件商品は6か月毎の利払日であればいつでも解約できると説明を受けたため、6か月毎の自動継続で、最長10年満期の外貨預金と理解していた。</li> <li>・中途解約時に清算金が必要との説明は受けていない。</li> <li>・私は持病があり、1年程度の短期運用を希望するとB銀行担当者に伝えていた。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件商品の中途解約について、当行担当者は「清算金の支払があれば解約に応じる場合がある」と説明した。</li> <li>・Aさんは当初、短期運用を希望していたが、当行担当者は、その後のやりとりによって、Aさんは長期間の本件契約を許容できると判断した。</li> <li>・当行は、あっせん委員会の判断を真摯に受け止め、検討する用意がある。</li> </ul>
あっせん	<b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b>

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年6月6日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>
-------	---

事案番号	22年度(あ)第299号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた外貨仕組預金の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行から購入した2本の外貨仕組預金(本件商品1、2)の結果生じた元本割れ相当額の損失の補てんを求める。</li> <li>・私には、リスク商品の購入経験はなく、為替相場にも興味がなかったため、B銀行担当者には、従前から外貨預金は購入しないと伝えていた。</li> <li>・本件商品1は、金利が良いからと突然説明されて購入した。説明資料を見せられたことはなく、普通の定期預金であると思っていた。</li> <li>・申込書のチェック欄は、私自身がチェックしたわけでもないし、B銀行担当者から説明があったわけでもない。</li> <li>・本件商品1の購入時には弟が同席していたが、たまたま居合わせただけであって、私の金の使い道に関心があるはずもなく、説明も聞いていない。</li> <li>・本件商品2は、本件商品1と同じ商品だから購入した。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Aさんとは、定期預金のみ取引であったが、金利に不満を表明されていたため、本件商品1の販売の半年前から様々な金融商品を紹介・説明していた。</li> <li>・本件商品1についても所定の資料を用いて何度か説明を行っており、Aさんの理解は進んでいたと認識している。</li> <li>・Aさんから本件商品1の購入希望が表明された際、当行担当者はAさんが高齢であることから、家族の同席を依頼した。その後、Aさんが弟を同伴して来店したため、弟同席のうえで所定の資料に基づく説明を行い、本件商品1を販売した。</li> <li>・Aさんの金融資産からみて、本件各商品によるリスク資産比率は、高齢者であっても許容できる範囲内であると判断した。</li> <li>・当行からできる提案はないが、あっせん委員会の指摘があれば真摯に検討したい。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年6月28日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、</li> </ul>

あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

以 上